

共同募金について

厚生労働省社会・援護局総務課

共同募金の位置づけ

- 共同募金は、戦後間もない頃(昭和22年)、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したものであり、現在では、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて地域福祉の推進を図る募金活動として位置づけられている。
- 共同募金活動は、毎年定められた期間(10月1日から12月31日まで)に、すべての都道府県で行われるものであり、その実施主体は各都道府県に設立された「社会福祉法人共同募金会」である。
- 共同募金事業の公正性を担保するため、各都道府県の共同募金会には「配分委員会」が設置されており、配分委員会の承認なしには、その年の募金目標額や配分計画を策定することができず、集められた寄附金の配分を行うこともできない。
- 各都道府県内で集められた寄附金は、災害等のための準備金に充てる場合を除き、各都道府県内の「社会福祉を目的とする事業を営む者」(社会福祉協議会、NPO法人などの団体・グループ、福祉施設等)に配分される。

【共同募金の実施体制】

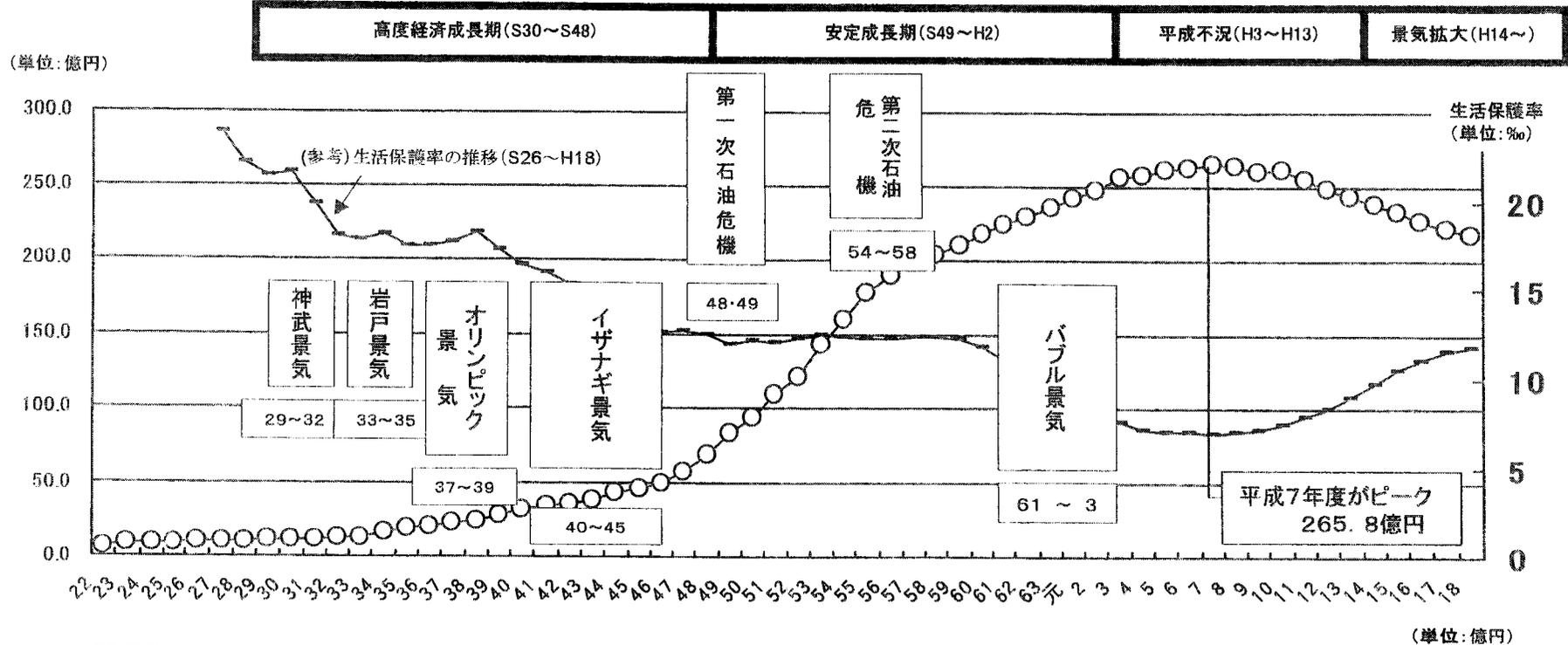
- 各都道府県共同募金会の連合会として、「社会福祉法人中央共同募金会」が連絡調整等を行っている。
- 各都道府県共同募金会には、市町村ごとに内部組織※が置かれ、自治会・町内会等の協力の下、募金活動を実施している。

※支会・分会等の名称で呼ばれており、90%以上が社会福祉協議会に設置されている。

【募金の状況】

- 制度発足以来、共同募金はその実績額を伸ばしてきたが、平成7年度以降は減少傾向にある。(平成18年度の募金額は、約217億円。)
- 募金額全体の70%以上を「戸別募金」(自治会・町内会等の協力による世帯ごとの募金)が占めており、そのほかに、「法人募金」(企業が行う募金:約10%)、「職域募金」(職場ごとに従業員が行う募金:約4%)、「街頭募金」(駅前等で呼びかける募金:約2%)などがある。

【募金実績額の推移(昭和22年度～平成18年度)】



年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額
昭和22	5.9	32	12.4	42	35.7	52	121.4	62	229.6	9	260.7
23	8.7	33	12.8	43	38.9	53	143.0	63	235.5	10	260.9
24	9.5	34	17.0	44	44.4	54	159.5	平成元	242.5	11	254.7
25	9.4	35	19.2	45	45.8	55	177.7	2	247.7	12	248.0
26	10.1	36	20.3	46	50.6	56	188.8	3	255.8	13	243.3
27	10.6	37	23.0	47	58.4	57	197.8	4	257.5	14	237.8
28	10.7	38	24.8	48	69.5	58	203.3	5	261.0	15	233.4
29	11.1	39	28.3	49	83.8	59	209.4	6	262.5	16	226.7
30	11.4	40	31.6	50	94.5	60	217.4	7	265.8	17	221.0
31	11.8	41	34.5	51	110.0	61	223.4	8	264.1	18	217.0

【募金の実施方法】

※都道府県によって実施状況は異なるが、一般的なケースとして都道府県共同募金会、支会等の役割を整理したもの。

	戸別募金	法人募金	職域募金	学校募金	街頭募金	その他
	・募金ボランティアが各家庭を訪問して寄付を呼びかける募金	・企業に対して寄付を呼びかける募金	・企業、団体、官公庁などの職域で従業員に寄付を呼びかける募金	・小学校、中学校、高等学校などで児童・生徒に寄付を呼びかける募金	・駅前、デパートやスーパーの入口、商店街などで通行人に寄付を呼びかける募金	・NHK歳末たすけあい募金等
都道府県共同募金会	・支会担当者向け研修会を開催し、運動全般についての説明を行う（基本的には各支会の主体性に任せるようにしているのが現状）。また、運動資材の提供などを行う					
		○ 大規模法人、大型チェーン店等に対し協力依頼		○ 都道府県教育委員会に対し協力依頼		-
支会	○ 自治会長に対する説明会の開催や自治会長会議に出席し、共同募金運動の説明と協力依頼	○ 支会役職員を中心に各法人を訪問し協力依頼（訪問は民生委員へも依頼） ○ ダイレクトメールによる協力依頼	○ 法人募金の協力依頼と併せて実施	○ 地元教育委員会及び各学校に協力依頼	○ ボランティアセンターに登録している団体や学校、企業、共同募金の受配施設・団体等に対する協力依頼、実施場所、日時等の調整（必要に応じて「道路使用許可書」を申請）	-
自治会長	自治会長が各班長、民生委員等に依頼する	-	-	-	-	-
募金実施者	自治会班長/民生委員/福祉委員	支会役職員、民生委員	支会役職員、民生委員	支会役職員	各種団体/学校/企業等	-
募金実績割合 (18年度)	73.4%	10.2%	3.9%	1.5%	1.9%	9.1%

【募金の配分状況】

- 配分額全体の約60%が「社会福祉協議会」、約20%が「団体・グループ」、約10%が「福祉施設」にそれぞれ配分されている。
- 共同募金の対象となる事業は大小さまざまであるが、その主な使いみちとして、「地域の住民全般を対象にした事業」(福祉サービスに関する相談援助等:約30%)、「高齢者を対象にした事業」(見守り、配食サービス等:約25%)などが挙げられる。



【課題】

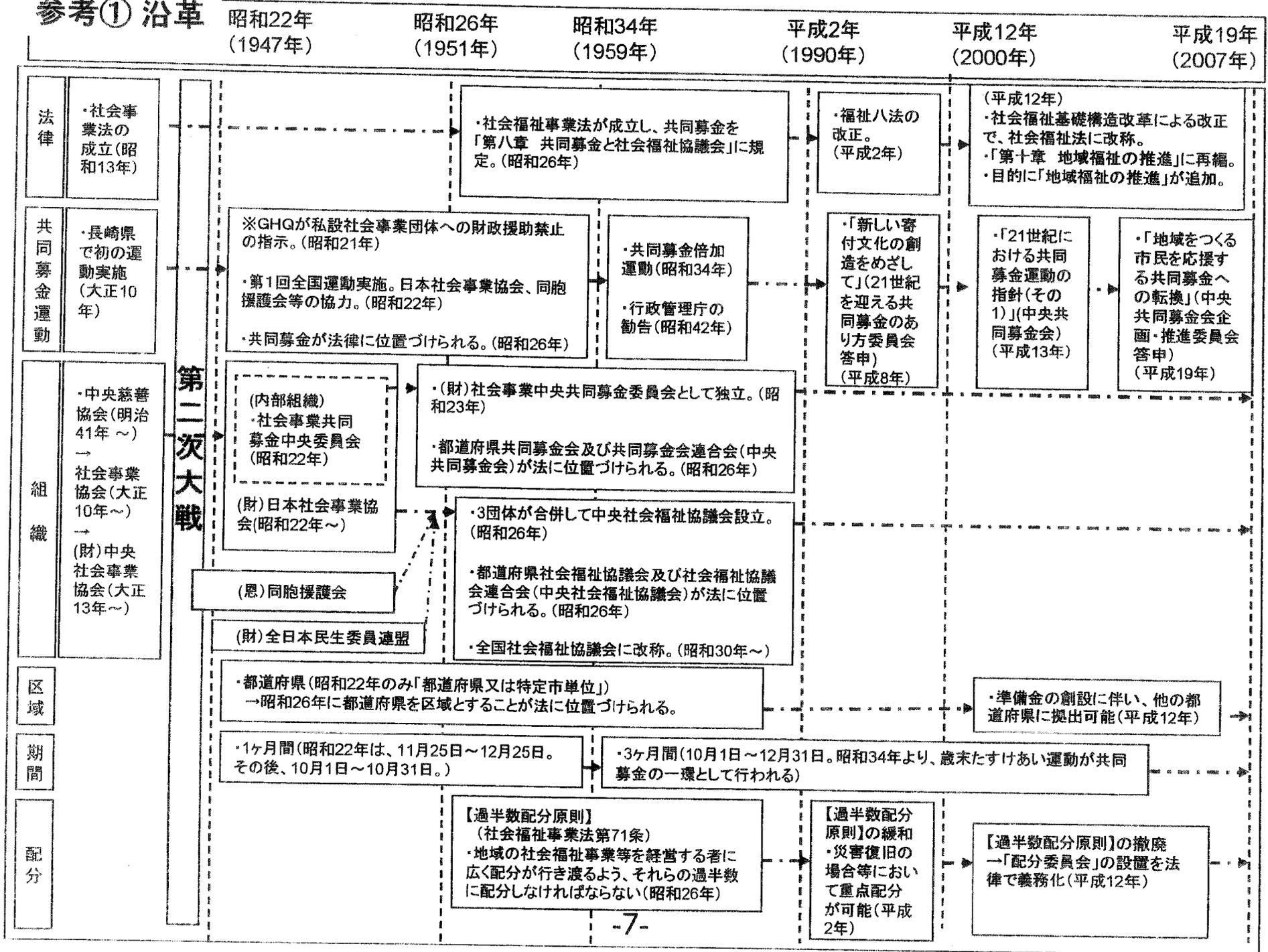
- 募金実績額が平成7年度をピークに減少している。
- 共同募金の使途は多岐にわたっているが、どこにどのように使われているかわかりにくい、などの指摘がある。
- 地域のさまざまな福祉活動に適切な配分を行うために、都道府県ごとに寄附金を集め、原則として県内で配分するという現行の仕組みのままで十分か。

【今後】

共同募金は、これまで民間福祉活動の財源の主要な担い手として大きな役割を果たしてきたところであり、地域福祉における民間活動の活発化に対応し、多様な団体の活動を支援するとともに、新しい寄付の文化を形成する推進役としての役割が期待されている。

参考資料(共同募金について)

参考① 沿革

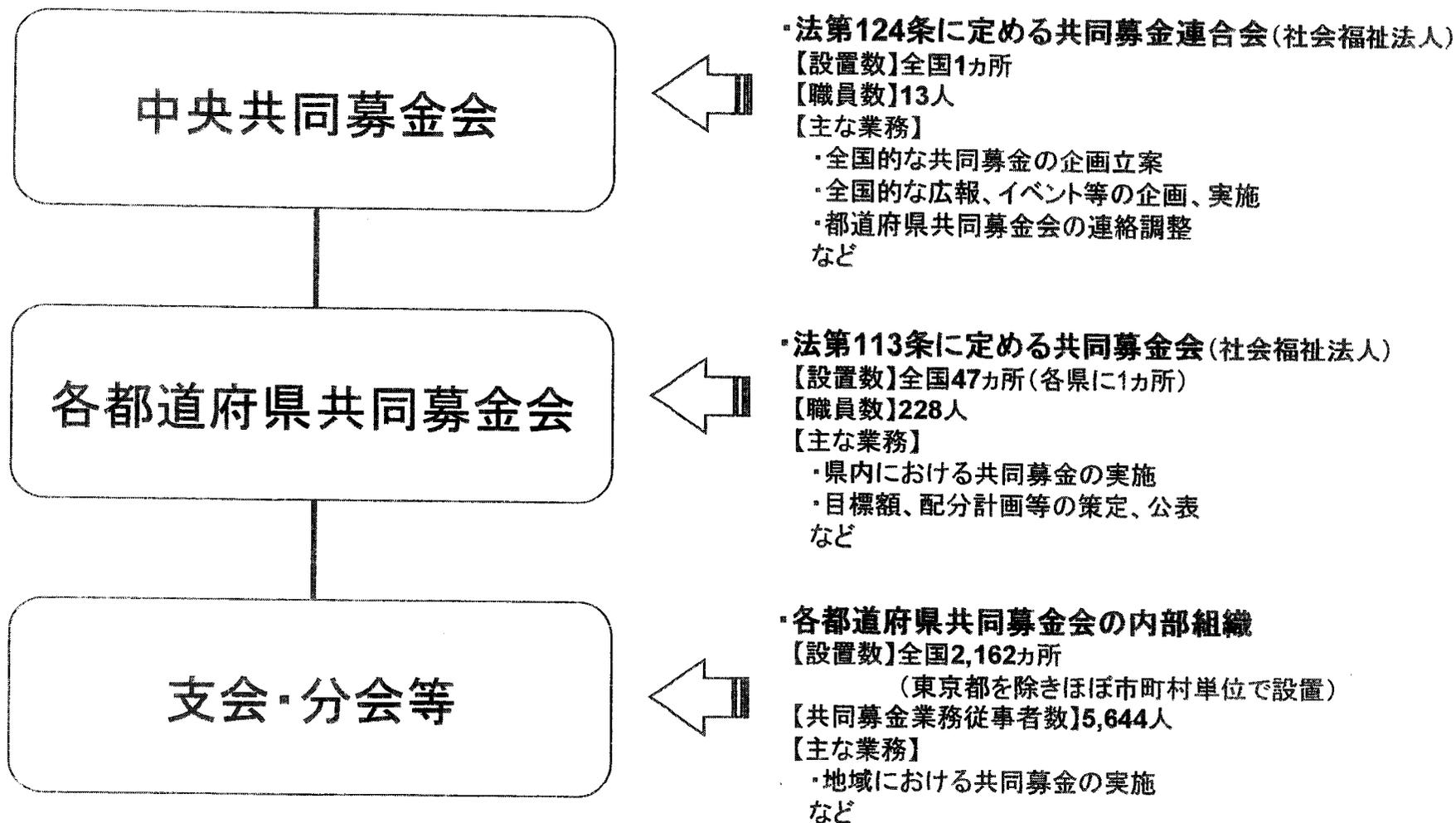


第二次大戦

参考② 共同募金の実施体制

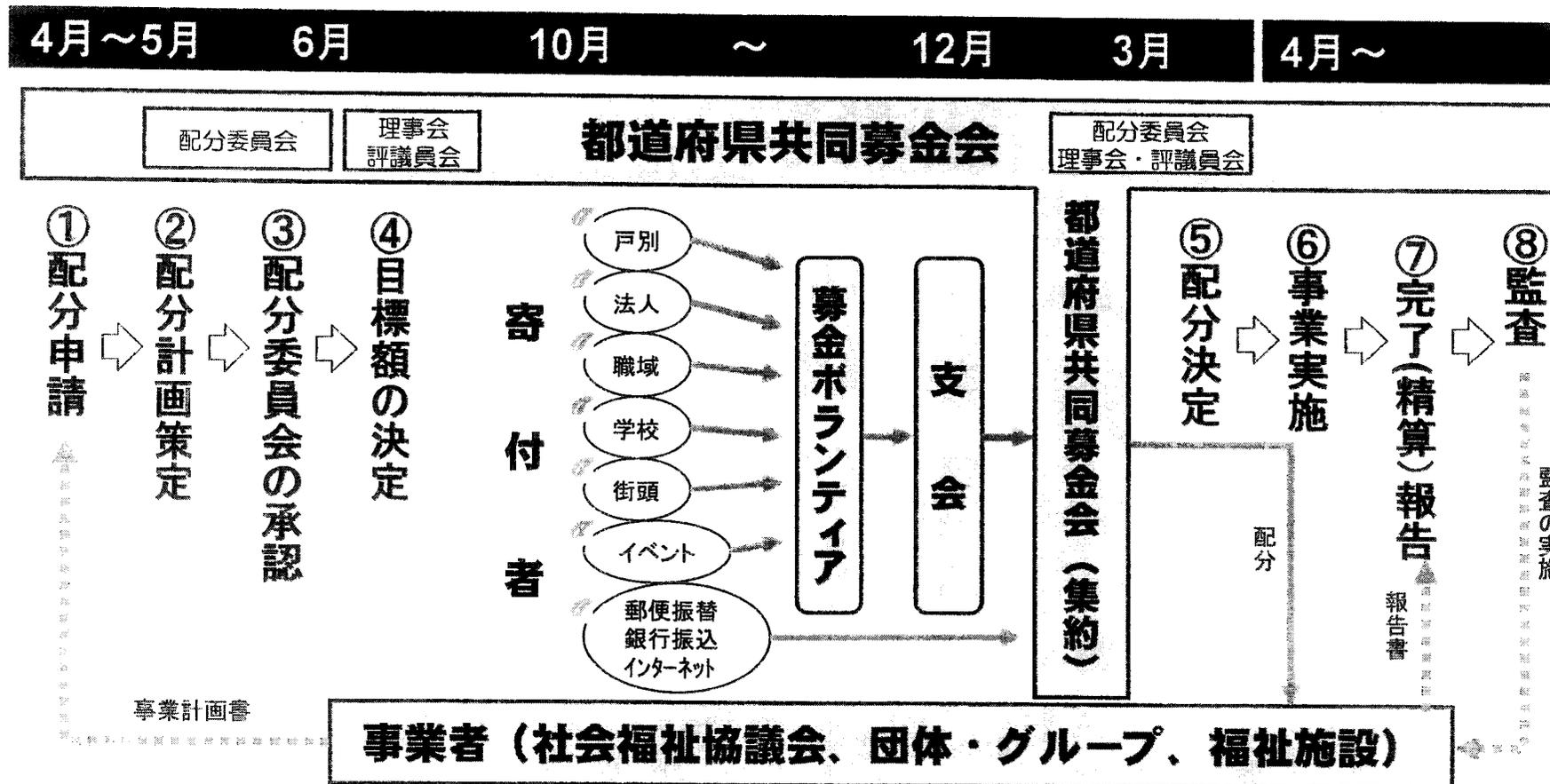
- 中央共同募金会は、募金活動は行わない。
- 支会・分会等は、自前の組織を持たず、9割以上が市区町村社会福祉協議会に業務協力を依頼している。

※数値は、平成17年度ベース。



参考③ 共同募金の流れ(申請から配分まで)

- 募金活動は、10月1日から12月31日までの限られた期間に行われるが、配分の申請は4月頃から始まる。
- 現在、都道府県共同募金会が、事業者(社会福祉協議会、団体・グループ、福祉施設等)に対して、直接配分する仕組みとなっている。
- また、都道府県単位で配分を決定する仕組みとなっているため、地域のニーズに十分に配慮した配分を行う仕組みとなっていない。



参考④ 募金の状況

④-1 都道府県別の募金総額及び一人当たり・一世帯当たりの募金額 (平成17年度)

○ 募金総額が最も多いのは東京都だが、一人当たり募金額及び一世帯当たり募金額が最も多いのは島根県。

